明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（**総務**一七）　二
○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**法務**九）　六
○使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業・環境**二）　三
○道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**二三）　四

〔告　示〕

○地方公務員等共済組合法第百十二条第六項に規定する警察共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針の全部を改正する件（**内閣府**二四）　六
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（**金融庁**二一）　八
○有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定する件（**文部科学**三八）　八
○無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する件（**同**三九）　八
○有形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録する件（**同**四〇）　八
○無形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録する件（**同**四一）　八
○理容業の振興指針の全部を改正する件（**厚生労働**九六）　九
○美容業の振興指針の全部を改正する件（**同**九七）　九
○クリーニング業の振興指針の全部を改正する件（**同**九八）　一〇
○水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件（**同**九九）　一〇
○森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をする等の件（**農林水産**五八四）　一二
○森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第四号に掲げる命令をする等の件（**同**五八五）　一二
○森林病害虫等防除法第三条第二項の規定に基づき、特別伐倒駆除を命ずる等の件（**同**五八六）　一三
○肥料を登録した件（**同**五八七）　一三
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**同**五八八～五九六）　一三
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（**同**五九七）　一三
○令和五年経済産業省告示第二十四号の全部を改正する告示（**経済産業**二七）　一三
○青森空港の施設について告示した事項に変更があった件（**国土交通**一九六）　一三
○秋田空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**一九七）　一三
○進入管制区を指定する告示等の一部を改正する告示（**同**一九八）　一四
○北九州空港の施設について告示した事項に変更があった件（**同**一九九）　一四
○鹿児島空港の施設について告示した事項に変更があった件（**同**二〇〇）　一四
○船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示の一部を改正する告示（**同**二〇一）　一四
○水路測量における測定又は調査の方法に関する告示の一部を改正する告示（**海上保安庁**一七）　一五

〔官庁報告〕

産　業

日本産業規格（経済産業省）　一五